# 企業経営に必要な法律知識

~事例から学ぶ民法(債権法、契約解除等)の勘所~

近年「知らないでは済まされない」商取引における法律改正が多く行われています。今回はそれらの法改正をについて、ポイントを絞ってお伝えするとともに、契約実務対応(契約書や利用規約等への落とし込み方)をやさしく解説します。明日からの日常業務にすぐに活用できる実戦的な講習会です。

皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時

# 令和5年 11 月 14 日(火)

開催場所

蕨商工会館 3階多目的ホールA

18時~20時

予定人数

15名

参加費

無料

主催

蕨商工会議所 中小企業相談所

講師

行政書士大森法務事務所 代表 大森 靖之 氏



【講師紹介】

1979年生まれ。大学卒業後、ウシオ電機(株)入社。 法務部にて11年間に亘り月100件以上の契約書作成・審査実務に携わり、法務分野の社内エキスパートと なる。2013年に行政書士として独立し、大森法務事務所を開設する。

現在、企業から個人までの契約書作成や顧問先の指導と 共に、各地の商工団体等のセミナー講師として活躍中。 企業実務をベースにした専門的観点からの講義は明快 でわかりやすいと多方面から高い評価を得ている。

#### 講義内容

- ①商取引にかかわる近年の法改正 の概要
- ・民法
- ・消費者契約法
- ・フリーランス保護新法など
- ②契約書の作り方 (契約解除、契約不

(契約解除、契約不適合責任、損害賠償等、①の法改正が影響する 箇所を中心に)

③定型約款の作り方

### お問合せ

蕨商工会議所 中小企業相談所 蕨市中央5-1-19

TEL:048-432-2655 FAX:048-444-1785

## 申込書

必要事項をご記入のうえ、FAX(048-444-1785)にてお申し込みください。

· 事業者名 <sub>.</sub>	・住所	
. 氏名	。画手	

・メールアドレス